

第784回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年2月13日(金)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第782回教育委員会会議録の承認について
- 4 第784回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
 - (1) 請願について (義務教育課・高校教育課)
 - (2) 再編統合及び男女共学化等に伴う校名案について (高校教育課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 地方機関等職員による交通事故に係る和解について (総務課)
 - (2) 教育功績者表彰について (教職員課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 第322回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
 - 第2号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について (文化財保護課)
 - 第3号議案 東北歴史博物館協議会資料収集部会委員の人事について (文化財保護課)
- 8 課長報告等
 - (1) 教育・福祉複合施設整備事業に係る入札状況について (教職員課)
 - (2) 平成20年度みやぎ学力状況調査の結果概要について (高校教育課)
 - (3) 平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査並びに推薦入試及び連携入試について (高校教育課)
 - (4) みやぎ防災教育基本指針について (スポーツ健康課)
- 9 資 料(配布のみ)
 - (1) 児童生徒の携帯電話使用に関する調査結果について (義務教育課)
 - (2) (仮称)仙台二華中学校・高等学校の教育内容等について (高校教育課)
 - (3) 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について (スポーツ健康課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第784回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成21年2月13日(金)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 櫻井委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員,
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤総務課長, 安住教育企画室長,
徳能副参事兼福利課長補佐, 安井教職員課長, 竹田義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 高橋施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 後藤生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第782回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第784回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 請願について(その1)

(説明:教育長)

本年1月21日付けで, 民主教育をすすめる宮城の会, 宮城県教職員組合から「再度,
09年度文部科学省『全国学力・学習状況調査』への参加中止を求める請願」が提出され
たので, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページ及び2ページとなる。

請願項目は3項目からなり, 第1項目, 第3項目については, 昨年9月に提出された請
願と同様の内容であるので, 私からは, 新たな項目である第2項目について御説明申し上
げる。

請願内容は, 市町村教育委員会に対し, 参加を指導・助言することは一切しないことと
のことであるが, このことについては, 県教育委員会が市町村教育委員会に対して, 全国
学力・学習状況調査への参加を指導・助言する立場にはないことから, 平成21年度の調
査に対しても, 現在までそのような指導・助言は行っていない。

以上のとおり御報告申し上げます。

なお、残りの項目については、義務教育課長から説明させる。

(説明：義務教育課長)

請願項目の1と3について御説明申し上げます。

まず、請願1の「平成21年度全国学力・学習状況調査に、県立中学校、特別支援学校は参加しないこと」についてである。県教育委員会としては、文部科学省から詳細な分析資料やデータが提供されており、それらを分析するなどして、市町村教育委員会や各学校で、学力向上に向けた取組が十分に行われていることから、すべての対象校が参加することは意義があることと考えている。

したがって、県立中学校や県立特別支援学校についても、国の調査に参加することにより、児童生徒の学力や学習状況を把握し、一人一人の実態に即した指導や授業改善等に役立てることができることから、平成21年度も参加することとしている。

続いて、請願の3である

県教育委員会が調査結果を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るために教育施策にいかしていくことは必要であると考えている。

また、教育条件整備の推進については、学級編制弾力化事業等に現在取り組んでいるところであり、今後も推進してまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 この学力調査は、全国的に賛否両論があり、功罪がいろいろあると言われている。宮城県で実施して、こういうところがよかったんだとか、実施した結果、教育上こういう成果が得られたとか、何かこういうことの改善に役だったというようなことがあったら教えていただきたい。

義務教育課長 学力調査に参加することにより文部科学省から詳細な分析資料やデータが提供され、各市町村教育委員会や各学校が、それらを分析するなどして学習状況の実態を十分に把握した上で、それを授業改善にいかすなど、学力向上に向けて様々な取組がみられることから意義があることと考えている。

佐々木委員 私の記憶ではかなりの地域差もみられたような印象がある。学力が前回の調査で十分でなかったところに対してどのような対策が行われたのか。

義務教育課長 学力向上には、もちろん各学校の取組が大切であるが、市町村教育委員会がまず力を発揮しなければならないと考える。そのために県教委としては各市町村教委に対して速やかに結果の概要と分析手法等の情報を提供したところである。また、教育懇話会を昨年11月に行い、県教委と市町村教委が一体となって、学力向上に向けての取り組み充実を図っていくことを確認したところである。その後、今年1月から2月にかけて各市町村に実際に出向き、地域ぐるみの学力向上策や情報交換を行っているところである。それ

から、各学校に対しても学力向上に積極的に取り組もうとする54校を指定し、そこに県教委の指導主事が3回から4回継続的に訪問し、支援してきたところである。

佐々木委員　もう一つよいか。この学力調査に関しては、その結果の公表についてもいろいろな議論があったかと思う。宮城県内の各市町村での公表に対する考え方はどのようになっているのか。

義務教育課長　平均正答率の数値を公表した市町村教育委員会は、県内で5市町あった。その他の市町村も、平均正答率そのものは公表しないまでも、県平均と比べて上回ったとか、下回ったとか、全国と比べてどのようであったかなどを文章で表現をしているところが多い。また、多くの市町村教育委員会で、調査結果を基にした課題や指導の改善策を公表している。

委員長　前回、いわゆる学力と、それから、家庭における学習時間とか、テレビ等を見ている時間とかなり相関関係があるという報告があった。そのようなことはとても重要で、学校だけの取組だけでは、なかなか学力を上げるというか、やる気をつけて行くというのは難しいと思う。そういう意味では、地域ぐるみの取組を各市町村の教育委員会で一緒になってやらないと、なかなか底上げできないということを御理解いただいて、各家庭や地域ぐるみで、そういうことに取り組む雰囲気づくりがとても重要じゃないかと思っている。よろしくその辺をお願いしたい。

(1) 請願について(その2)

(説明：教育長)

本年1月21日付けで、民主教育をすすめる宮城の会から「宮城県立高等学校学則第18条の削除および授業料免除・減免の拡大を図り、奨学金制度の充実を求める請願」が提出されたので、その内容及び対応方針について御報告申し上げます。

資料は、3ページとなる。

請願の趣旨は、これまでに授業料未納による退学処分者が出ているが、授業料未納は生徒個人の責任ではないこと、また、急速に進んでいる景気の悪化のもとで、保護者の雇用が心配されること等を理由として、子どもたちが「お金の心配なく学校に行けるようにする」対策について5項目にわたる請願が出されている。

具体的には、授業料未納による退学を規定している「宮城県立高等学校学則第18条」を削除することや授業料減免の拡大、奨学金制度の充実などである。

これらの制度については、生徒の学ぶ機会の確保という観点から、運用面での改善に努めているところであり、今後とも現在の制度の枠内で経済格差が教育格差に繋がらないよう鋭意工夫してまいりたいと考えている。

なお、詳細については、高校教育課長から説明させる。

(説明：高校教育課長)

請願項目1の学則第18条についてであるが、授業料の未納者に対しては、単に事務的に処理するのではなく、電話や家庭訪問などを継続的に行うとともに、特に経済的に厳しい家庭には、納入期限の延長や分割納入などの助言を行うとともに授業料減免、奨学金制度の活用を勧めるなどしている。このような対応を行い、時間をかけて生徒、保護者と話し合いを重ね、本人の意思に配慮しながら対応しているところであり、負担の均衡という観点からも現時点で規定の削除は考えていない。

請願項目2の「授業料減免の収入基準額について」と請願項目3の「減免対象事由の拡充について」は、あわせて御説明申し上げる。

授業料減免の現行の収入基準額は、世帯人数ごとに基準額を定めているほか、母子世帯や障害者世帯には基準額を加算し、世帯の実情にあわせた対応をしている。また、失業、倒産、災害等による家計急変の場合にも適用するとともに、平成19年度から半額減免の規定を追加し減免対象を拡大しているところであり、現行基準等の変更は考えていない。

次に、請願項目4の宮城県独自の奨学金制度を創設することについてであるが、現在の奨学金制度は、国の高校奨学金の都道府県移管を受けて平成17年度から貸付事業を行っている。

就学機会の確保の観点から、平成19年度では6億7千3百万円の貸付実績があり、要件を満たしている申請者についてはすべて貸し付けを行っている。現時点で、これとは別の新たな奨学金制度の創設については考えていない。

請願項目5の成績による支給差別をなくすことについてであるが、奨学金制度の趣旨から学力基準を設けているが、学力基準については、現在の制度の中でも、家計急変の場合は適用しないほか、生活保護世帯等、特別の事情がある場合には特例基準を設けるなど、より生徒が利用しやすくなるよう弾力的に運用している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 この問題は、前に学区制撤廃という議論があった時にも、遠方から通う子ども達が経済的な理由で通えなくなることを極力少なくするようというところで、奨学金の話が何度か出たかと思う。その時にも伺ったかもしれないが、現在奨学金を受けたいと思っている子ども達が受けられない割合というのはどのくらい実際にはあるのか。いま6億7千3百万円ほどが奨学金にあてられているという話があったが、実際に希望して受けられない子ども達がいるのか、いないのかについて伺いたい。

高校教育課長 遠方から通う生徒への支援という意味の奨学金のことについては、全県一学区になった時に、仙台への一極集中を促進しないという考え方も一方にあるということで、奨学金、あるいは支援策については更に検討が必要かというふうに考えている。それから、奨学金を希望して受けられない生徒の数であるが、先ほど申し上げたとおり基準があり、それに合致している生徒はすべて現在は支給している。ただ、基準に合致していない生徒もいることから、

希望はするが受けられない生徒というのはいると承知している。ただ、その数についてはこちらで明確におさえているところではない。

佐々木委員 その基準に合致しない例というのは、例えばどのような場合か。

高校教育課長 収入の基準と学力の基準と二つある。

委員長 いまみたいな非常に緊急な経済的な状況が出てきている時に先ほどみたいに弾力的に運用するという話があったわけであるが、どんな状況となり、どれは受け入れて、どれは受け入れなかったというのが、できるだけ早く教育委員会などで見えて、もう少しこういうのは入れるべきではないかというような議論があってしかるべきかなあという感じはする。

小野寺委員 このことについては、私もかねてから話をしているが、今般の経済状況が生徒の進学に影響しているのではないかとこのことを心配している。やはり本人の意思ではない中途退学というのは避けなければいけないと思う。特に保護者の経済的な事情によって進学を断念するということは避けなければいけないと思う。私のところにも問い合わせがちょっとあったが、いろいろ学校に相談したところ、学校は先ほど課長から説明のあったとおり分割とか、あるいは延長とかでいろいろ配慮はしていることは感じたが、減免規則が周知されていないというふうに感じたところもあった。それで、私はこの請願の趣旨は理解できる。だから、もうちょっと、別な場で協議する余地があると思ったりする。例えば、予約奨学生などは、3年生の平均が3.5である。これは3.5で守っているのか。あるいは、在学で3.0になるのであろう。その辺りは弾力的にやっているのか。

高校教育課長 いまの御発言のとおり、予約奨学生は3.5という基準があるが、弾力的な運用ということで、学力基準が2.7まで弾力的に運用をしているところである。3.5は一つの基準としているが、状況によっては2.7まで、低い学力であっても採用するということで、実際に応募してきた生徒のうちの約90%から93%くらいの生徒が奨学金を受けているところである。実際に応募してきた中ではである。ただ、基準に合致しないということで応募しない生徒も中にはいると思うので数としては正確には分からない。応募している中では、90%から93%の生徒は採用されているという状況である。

櫻井委員 成績による支給差別ということについて伺いたい。学力の成績がなかなか努力してもいまの基準に達しないが、例えば、部活であるとか、学校の他の活動で評価されるというようなことはないのか。

高校教育課長 奨学金制度の趣旨そのものが、一つの要素として、まず学習成績がある一定の水準以上であるということ、そういう中で経済的に困っている、そういった勉強する気持ちの強い生徒を支援するという趣旨があるので、どうしてもその学力基準というものをこれまでつけてきているところである。

佐々木委員 いまの学力基準の問題であるが、いろいろな事情があると思うが、取りあ

えずその学校に入って勉強したいという子ども達が入試でその学校に入る資格を得て入ってきたわけである。その中で、やはり、教育内容について行ける子ども、能力が多少前後する子どもが出てきて、成績の基準で少し悪い子どもがいた場合に、その子ども達こそ、やはりその学校でしっかり学力を伸ばして社会に出してあげるといふ役割もあるという気がする。その辺はどうであろうか。成績がそれに満たないということによって切ってしまうということになると、その学校がそういう子ども達を受け入れて教育をするという責任を果たすことが十分にできないということにもなる気がする。もちろん努力しないで下がる一方という子どもは、論外だと思うが、少なくとも経済的に苦しい中でも何とか勉強を続けてその学校を卒業したいという意思を持っている子どもであれば、成績が多少十分でなければ余計に、その学校に教育義務があるのかなというふうに思うので、もちろんこれ以上枠が増やせない、じゃあどの子どもに配分するのかという問題となった場合には、またそこで競争という部分が出てきてしまうのは仕方が無いかもしれないが、特にこういう時代になったら、ますますこのような子どもは、もし教育を受けられないで、卒業できないことになった時に、ますます収入を得にくい環境に落ちていってしまう可能性があるので、格差の拡大に繋がると思う。その辺の改善がいまの状況ならなおさら必要かなあと思う。

高校教育課長

この県が管轄する奨学金の貸付の事業であるが、今年度が3年目であり、完成年度となる。トータルの資金があるわけであるが、今後、トータル55億程度まで国から交付金が来ることになっている。それを今年の実績の6億3千万ほどを毎年貸し付けていけば元々の積み立てているお金から取り崩していくこととなるので、いずれある年でこれは底をつく。同時に、償還が始まるので、その償還の率がどのくらいになるかということもとても重要で全員が償還してくれれば全体の金額をプールして回せるということになる。その償還の状況ももう少し見ないと、いまの貸付の状況、1万8千円から3万5千円までの月額貸付の状況があるので、そういった貸付の状況をどの程度持続して給付ができるのか、対応ができるのか。もう少し見ないと幅を広げられるかどうか、何とも判断が付きにくいところがあるので、いま頂戴した御意見を踏まえて今後の検討課題とさせていただきたい。

櫻井委員

2.7という先ほどの成績の基準をうかがったが、まず、高校というのは義務教育ではないということと、それから、やはり学ぶ意欲というか、それなりの努力をして、そういう判定基準であれば、成績をある程度確保して、そういう人が学ぶところだという考え方もあると思う。親の環境、親がどういう仕事をしているとか、家庭環境にもよるが、どのような環境であったとしても、2.7という成績はある程度努力すると取れる成績なのか。数字だけ聞いてもどの程度のことを言っているのか、学力的には判断できないの

だが、もしそれが普通の環境で、ある程度の環境で本人の意思があれば確保できるような学力の判定基準であれば、私は納得できる。ただ、非常に環境が良いところで努力しないと取れないような成績であれば、ちょっと難しいのかなあと思うので、そういうことについてはどうか。

高校教育課長 5段階の通信票で言えば5段階のうちの平均で2.7である。得意・不得意があろうが、大体、全教科網羅して半分ぐらいの3の成績をとっていけば2.7にはなるわけである。必ずしも無理な、例えどんな環境であっても、普通に努力して、毎日ちゃんと授業を聞いて宿題をやっていけば、とれる人がかなり多いのではないかというふうに思われる。ただ、そういった中でも、2.7に近いが届かないという生徒がいるわけで、そういった2.7まではいかないが、頑張っている生徒をどうするかということは確かに検討すべき課題だと思う。それについては先ほど申し上げたとおり、原資の問題と今後の持続性、使い切ってしまうのは駄目なわけであるので、そういった意味で償還の割合なども踏まえて更に検討させていただきたい。

櫻井委員 やはり大事なことは、高校教育というのは本人の意思でやはりこの学校に入りたいと思って選んで入ってきた。そう思った以上は、その学力をキープするだけの努力をする。そして、その子どもの努力を親もサポートする。その家庭でいろんな問題があるかもしれないが、そういうサポートする環境があって、本人の努力があって、学習の環境は得られるものだということのスタンスはやはり続けて行くべきだと思う。だれでも入ったからには、あまり努力をしなくても、出さなきゃいけないというものではないと思う。

小野寺委員 基本は櫻井委員のおっしゃるとおりだと思う。ただ、私はやはり親の経済力で中途退学を余儀なくされるようなことは避けて行きたいと思う。それで、先ほどの課長の話だと、減免に関する規則の中に、特別の事情がある場合は減免するとなっており、それが拡大されているということである。実際に、例えば、どうなのか、減免者が増えているという話もあるし、未納者がどのくらいいるとか、あるいは、未納による退学を余儀なくされている、例えば、今年度の数字などはあるのか無いのか、無かったらよいが。

高校教育課長 減免の割合であるが、19年度で申し上げますと、全日制で9.6%、前年度よりも0.25ポイント上がっている。そういう意味では、16年度から減免者の割合は上がってきているという状況がある。未納者の数自体はいま手許に資料が無い。

小野寺委員 それは、どこかで別途資料として出していただきたい。それから、奨学資金の、その採用とか、貸付状況等の資料を、全県一学区で議論をした時に18年度のはいただいたが、新しい資料をいただき、また機会があれば議論する必要があると思う。

高校教育課長 次回の委員会までに用意したいと思う。

委員長 長期的な議論をするためには、資料として整理しながらやっていくということがありますが、その時、その時の問題ということもあるので、できるだけ早く状況が集まってくるような仕組みがあったほうがよいと思う。難しいことだとは思いますが。もう一つは、これは奨学金というものができた時に、元々は高等教育を受ける人の数が非常に少ない時代に、英才をなんとかしなければいけないということで作られた仕組みだと思う。けども、だんだん高等学校に進学するのは当たり前のような状況になりかけてきているわけなので、その幅を見て選べるようにしなければいけないし、学力だけではないと思う。僕が育ってきた環境でもあらゆることで良い点数はとっていなかったが、特に、理科だけだったら、特別すごい子どもがいたりということがあって、全体のレベルがそうでないが、あと社会に出ると良い仕事をしているということが見えるので、そういうことも含めてどういう人にあげたらよいのかという工夫を少ししないといけない。そんな気がする。それは僕の願望であって、次のステップに行く時にぜひそうした検討をお願いしたい。

高校教育課長 先ほどの未納者の数であるが、いま資料を確認させていただき、1月15日現在であるが、全日制で818人という状況である。それと、委員長から頂戴した御意見は今後検討する材料としてお預かりしたい。

勅使瓦委員 奨学金の県独自とそれ以外の奨学金制度でもそうであるが、これについては、確か、年度当初なり、前年度に申請をしておかないと、なかなか採用というか、決定しないという状況がある。年度途中からでも採用されるということが現実としてあるのか。どうしてもいまの経済状況からすると、宮城県の場合は中小、零細企業が非常に多いので、あと商店関係も非常に多いので、前年度までは親の年収が4百万以上という状況があっても、ここのところ毎月のように月収が減ってきているというのが実態としてあるから、その辺を勘案した時に、どうしても前年度の年収というところである程度評価等をされてしまうと、なかなか、いまいまのところ授業料が親としては負担できなくなってしまうというところがあり、気になったので教えていただきたい。

高校教育課長 いま委員から御指摘のあったところは大事なところだと思っている。奨学金については、緊急採用というものがあり、いまのようなりストラとか、そういったことで家計を支える方が仕事が無くなったとか、そういった場合に、家計急変ということで、この場合には学力基準を適用しないということで奨学金を貸し付けしている。

(1) 請願について(その3)

(説明：教育長)

本年1月21日付けで、民主教育を進める宮城の会から「宮城県立中学校学則第13条の改正を求める請願」が提出されたので、その内容について御説明申し上げます。

資料は、4ページ及び5ページとなる。

請願の趣旨は、県立中学校の生徒が学齢生徒であり、入学者選抜を受けて入学していることや、県立特別支援学校学則では学齢生徒に対して退学を行えないことを規定していることなどから、県立中学校学則の退学処分規定を削除した内容に改正することを求めるものである。

このことについては、学校教育法施行規則第26条で、公立の併設型中学校については、他の公立中学校と異なり、退学を行うことができるとなっている。

本県では、この施行規則を踏まえて、県立中学校学則第13条を定めており、併設する高校との指導の一貫性等も考慮し、この条文の改正は必要ないものと考えている。

以上のとおり御報告申し上げる。

(質 疑)

佐々木委員 状況が私には十分理解できないが、このような請願があがるということは、そのような事態が発生していたということなのか。

高校教育課長 宮城の併設型の中高一貫校ではそのような事例は起きていない。起きては
いないが、義務段階で退学の規定があるのはいかなるものかということだと
請願者が判断したものと思う。

小野寺委員 いま教育長説明で初めて分かった。義務教育で退学とは、出席停止ぐらい
なら、これもなかなか難しいが、なぜそのような部分が義務教育で入っている
のか。

高校教育課長 先ほど教育長から説明があったように学校教育法の施行規則の中で、この
義務教育段階の生徒に対して、併設型の中学校だけは退学の規定を盛り込んで
もよいという規定となっている。その趣旨として我々が考えているのは、
一つは、併設する高校との指導の一貫性の部分。もう一つは、併設する中学
校は選抜を受けて入ってくる。そういった中で、仮に併設する中学校で勉強
しなくなるということがあっても地元の市町村の中学校で勉強する場が確保
できるわけである。そういった二つの点で、特に高校教育課としては併設す
る高校との指導の一貫性という点で、敢えてこの条項は残しておいてよいの
ではないかと考えているところである。

櫻井委員 国立の小中学校も受検して入ってきているが、そこでもこのようなことが
適用されているのか。

高校教育課長 宮城教育大学の附属中学校の規定を確認したところ、退学の規定はない。
ただ、附属中の場合は併設する高校が無いということで、取扱いが違うので
はないかと推測している。

櫻井委員 そうすると、一番大きな理由は、一番最初に課長が説明された併設の高校
との一貫性ということで、試験を受けて入ってきたからというのはあまり理
由として強くないと受けとめてよいか。

高校教育課長 恐らくそうだと思う。

佐々木委員　　こういうことが、わざわざあがってきたということは、そういう場面を設定して、あるいは、そういう場面に遭遇したということが実際にはあるのかなあと私自身は思うことがある。やはり、これは退学という形ではなくて、進路の十分な指導という形であるべきかなあと思う。つまり、高等学校への一貫性ということであれば、当然、その子どもの学力とか、学習態度、あるいは気持ちの問題でいろんな変化が起きてのことだと思うが、それは退学と言うよりは進路を十分に話し合い、お互いの合意のもとで進路調整してゆく問題だと思う。つまり、命令的な、強制的なものではなく、つまり、これは一方的な判断という形になると思う。そういうふうな子ども達は、やはりそのままいても、不幸な結果になることも予想される子どもの場合にあっては、そういう形になると思うので、それはやはり、校長先生なり、指導の先生なり、担任の先生と本人、そして家庭と一緒に協議してお互い合意のもとに調整していく問題だと私には思われる。いかがか。

教 育 長　　退学処分をできるという規定があっても、当然、これは実際に発動するとすれば、それは最後の最後の話であり、このような規定があるからといって軽々に実行するというのではない。当然ながらいま御指摘があったとおり、その前段階で様々な対応の工夫ということは必要だと思っている。

委 員 長　　義務教育における退学という話の中でなかなか馴染まないところがあるというのは、小野寺委員が最初に指摘したとおりである。そのような意味で佐々木委員が発言されたように、その学校に入りたいと思って入った中学生が、たまたまいろいろなこととでそこにいるよりも他に行ったほうがよいのではないかという指導があるということはあってよいかもしれないが、その最終手段として退学というものを掲げておくのがよいかどうかという話であろう。多分、それは滅多に適用はされないにちがいないと思うが、何かの時にちらつかされるのも嫌な感じもしないでもない。

高校教育課長　　因みに昨年度、高校で退学処分した例はない。そういう意味では先ほど教育長から説明があったとおり、最後の最後に手立てが無くて、それでも学校に居座るといったケースが万が一出た場合には、これを適用せざるを得ないということもあるかもしれないが、通常は、いま委員長から御発言があったようにいろいろな手を尽くして、まず学校に残る方法が無いかどうか考え、それでも学校を出るといった気持ちが強ければ、次にどういう道で頑張るかということを考えさせる。そのようなことで対応しているので、条項上はあるが、あくまでも最後の最後的手段である。

小野寺委員　　何かこの文言は引っ掛かる。施行規則でこうなっているのであれば、決して間違いではないと思うが、何か違和感はある。それから、いま課長から説明があったが、高校で、例えば、日ごろの性行で中途退学の例はゼロか。

高校教育課長　　処分として、この懲戒による退学処分という事例は無い。ただ、いわゆる

自主退学，進路変更での事例はある。

小野寺委員 その辺の判断は難しいが。

委員長 いまのようないろいろな問題や指摘があったということ認識していただき，伝家の宝刀であろうが，抜かないで運用するということをお願いしたい。

(1) 請願について (その 4)

(説明 : 教育長)

去る 2 月 4 日付けで，宮城県仙台第二高等学校同窓会有志の佐藤茂氏から「仙台二高共学化後の実態調査を求める請願」が提出されたので，その内容を御説明申し上げます。

資料は，6 ページ及び 7 ページとなる。

請願の趣旨は，請願者の母校である仙台二高が平成 19 年度から共学化されたが，様々な問題が発生しているようなので，入学者数をはじめ，長期欠席者数，部活動加入状況などについて，第三者機関による調査を求めるものである。

共学化を含む高校教育改革の検証については，先般 2 月 5 日の臨時教育委員会において確認されたとおり，今後，厳正な検証システムを構築していく予定である。その中で，具体的な調査項目や調査方法も含めて検討していくこととしているが，本請願の内容については，その際の参考とさせていただきたいと考えている。

なお，先の委員会で決定された方針に基づき，将来の第三者機関による検証作業に先立ち，今年度中から共学化実施校の現状等について，可能な限り必要なデータを収集してまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 この実態調査，検証ということは，この間の委員会でも大きな項目となっていたと思う。その件に関してであるが，これはぜひ約束して欲しいが，やはり，この調査，検証にあたって正直に意見を述べた人に不利益が及ばないような方法でぜひ調査していただきたい。これは，もう必ず守っていただきたいことだと思う。例えば，前回，各学校でいろんな意見が出ているにもかかわらず，子ども達や P T A の皆様に沢山の圧力，将来への不安等々があり，意見が言えなくなったり，意見をいつてきた人達が不利益を被っているというような情報が沢山寄せられているというようなことを話したところ，各学校の先生方から，校長先生等から返事や実態調査の報告があった。この件に関しては，もちろん校長先生方を信頼しているという御意見があった。私も信用している。私も教育委員会のこの事務局の皆さんも本当に信頼して，仕事熱心な良い方達ばかりだと思っている。だからこそ心配である。みんなそれぞれ一生懸命で学校のこととか，自分達の仕事を忠実にやろうとしている。その人達が一生懸命だからこそ，そういうことが圧力というような形になってしまうような事態が，やはり私はこの施策の一番まずいことだと思ってい

ることの一つである。だから、正直に意見を言ったり、実態を報告した人達が何らかの不利益を被るような形での調査というのは、この間の沢山の請願、それから報告書を見ても明らかだと思う。そういうことが無い形での実態調査、それから報告、それをぜひ、どのような形でしたらよいかということ、大変、もう本当に難しい問題だと思うが、これをしなかったら宮城県の教育界は駄目になると思う。沢山の学校を愛し、学校のために考えてきた多くの人達が苦しい思いをしたり、口を結んだりして、ここ何年も過ごしてきている。それをちゃんと受けとめられるような実態調査をぜひお願いしたい。

教 育 長 先日の臨時教育委員会で今後の検証システム構築という方針が確認されたところであるが、具体的にどういった形で今後検証をしていくかということについては、これからいろいろと検討すべきことがあるかと思う。いずれにしても、将来の本県の高校教育をより良くするためにきちんと役立つような検証システムでなければ意味が無いと思っているので、いま御指摘のような趣旨を十分に踏まえた形をつくっていきたいと思っている。

委 員 長 このあいだ、こんなふうにしようと決めたことの最初の話が具体的に出てきたのだと思う。しっかり客観的な調査ができる、検証ができるというような仕組みをつくって本気になって取り組まないといけないのだろうと思う。よろしくお願いしたい。

佐々木委員 もう一つある。やはり、この制度のもう一つの問題点は、全部ひとからげで対応を考えてきたことが、大きな問題を引き起こしている原因の一つだと思う。つまり、各地域、各学校、いろんな特色があり、いろんな問題を抱えているところ、それぞれ学校によって状況が全部違う、それをどこの学校もみんな一緒に男女共学にすればよいというような考え方を無理やり通してきたところに、いろいろな学校の問題点、同窓生の方達、それから生徒達の沢山の悲鳴が出てきたのは、みんな一つ一つのきめ細やかな対応をしてこなかった、これが大きな原因だと思う。この実態調査も単に教育長が出されたような沢山の人のアンケートで全部まとめて共学化をどう思いましたかというような対応ではなく、一つ一つの学校がどうであったのか、その学校が共学してどういう良いことが出たのか、どういうまずいことが出たのか、これからどうしたらよいのかを、一つ一つの学校全部をきめ細やかにチェックして欲しいと思う。ひとまとめて男女共学が良いのか、悪いのかという議論は本当に乱暴な議論だと思う。みんなそれぞれ状況が違うし、抱えている問題が違う。そういうことをよく考慮して一つ一つの学校の検証を行って欲しいと思う。

教 育 長 御指摘のような観点は必要だと思うので、十分配慮していきたいと思う。

勅使瓦委員 この請願の6)に部活動の状況とあり、特に宮城一高の野球部の部活動が規制されているということが書いてある。これについては一律共学化する時

点で、ある程度の部活が制限されることはある程度分かっていたらと思う。そのことについてはしっかりと、今年も既に元の一女高を受検する男子生徒や男子校を受検する女子生徒がいるわけであるので、そこについては募集の段階でしっかりと、私も委員会の中で話したが、この部については、この学校では当面この部活はできませんよということをはっきりと受検する子ども達に伝えることが必要だろうと考えるので、入ってからこの部活ができないという状況にはならないようにしっかりとアナウンスをしていくべきだと思うので、その辺のところをよろしくお願いしたい。

櫻井委員 十分に宮城一高はこの部活はできませんということをアナウンスして、そして、それを納得した上で、みんな入ってきている。

勅使瓦委員 だから、分からない県民がいるということにも問題があるので、それはオープンにみんなが分かるようにしていかないといけないだろうということなので、その辺のところを十分周知徹底するようにお願いしたいと思う。

佐々木委員 いま部活は確かに大きな問題だと思う。でも部活だけであろうか。私には体育の授業そのものが十分な体制がとれていない、とれようがないような気がする。というのは、男子女子が一緒にできる競技もあるけれども、別々でなければならない競技もあると思う。この辺が、例えば、仙台一高に入った男子と、宮城第一高等学校に入った男子とでは、相当な競技の、体育の授業としての対応の内容も違ってきてしまっているのではないか。その辺についても、体力の向上とか、高校生に必要な体育の授業の内容等が十分に果たされているのかどうかということについても検証する必要があると思う。

櫻井委員 先ほど教育長が発言されたようにきちんとした検証を、いまの意見をもとに検証しますと言っておられる。そして、このあいだの委員会でもいろいろな意見が出て、それをもとに行うと言っている以上、いまここで一つ一つについて討議することはどのような意味があるのか。

佐々木委員 それは、もちろんこれまでの進め方が非常に問題があって不安だったから、そういうことを繰り返さないようにという当然の配慮だと思う。これまでの10年間進めてきたことが十分に皆様の理解とか、合意を得られてこなかった。そして、十分な対応をしないままに進めてきたということがあったからこういう問題が起きているので、それを、そういうこともきちんとして下さいと念を押すことが何ら私は不当なことだというふうには思わない。それは、私達がこういう結論を出してしまった教育委員会としては当然のなすべき配慮だと私は思う。

委員長 いま先に決めた基本的な方針を本当に具体化できるかどうかの正念場だと思う。ただ形だけそういうふうと言ったとならないような格好でしっかり取組体制を検討していただきたいと思う。

高校教育課長 先ほど野球部の件があったが、宮城一高は新聞にも出たとおり野球部はつ

くりませんということで校長先生から最初話があったように記憶している。ただ、その後に入學して、やはり野球がやりたいという生徒も出てきたのかもしれない。そういったことで、生徒の人数が多い、少ないにかかわらずいろいろな希望が出てきた時に、どのように学校で一緒に考えて、どれだけ対応できるのかということ、いろいろな形で取り組んでいくことにも教育的な効果があると考えており、石巻好文館などは良い例ではないかと思っている。いろいろな面で数が多い、少ないにかかわらず、男子も女子もより充実した生活ができるように最大限支援をしていきたいと思う。

教 育 長 請願について若干補足させていただき、昨日、共学化に関する2件の請願が新たに提出されている。これらについては、今後対応方針を検討した上で次回の教育委員会において報告させていただき予定としているので、御承知おき願いたい。

(2) 再編統合及び男女共学化等に伴う校名案について

(説明：教育長)

「再編統合及び男女共学化等に伴う校名案について」御報告申し上げます。

資料の8ページを御覧願いたい。

平成22年4月から総合学科への改編を行う河南高等学校、塩釜高等学校・塩釜女子高等学校を再編統合し、男女共学校に移行する塩釜地区再編統合校、男女共学校に移行する第三女子高等学校の校名について検討を行ってまいったところ、今般、新しい校名案を選定したので、御報告申し上げます。

いずれの学校においても、校名案の一般公募を行い、応募内容を基に地元関係者や学校関係者による「校名選考委員会」等において検討し、新しい校名案が県教委に提出された。

それらを基に、教育次長を委員長とする「県立学校校名選定委員会」において検討した結果、河南高等学校の新しい校名案として「石巻北高等学校」、塩釜地区統合校の新しい校名案として「塩釜高等学校」、第三女子高等学校の新しい校名案として「仙台三桜高等学校」を選定した。

まず、「石巻北高等学校」の選定理由であるが、学校の所在地が地理的に石巻市の北に位置していることから、端的で分かりやすい名称であり、また、学校からは地域性をより重視した意見が示されており、PTAや同窓会等の地域関係者の意向にも合致することから、「宮城県石巻北高等学校」を選定するものである。

次に、「塩釜高等学校」の選定理由であるが、「塩釜」は学校の所在地を示す名称であること、また、長い歴史の中で、地域においても親しまれている名称であり、今後も伝統を引き継ぐとともに、地域に根ざした共学校としてさらなる発展を期し、「宮城県塩釜高等学校」を選定するものである。

次に、「仙台三桜高等学校」の選定理由であるが、校地にある「桜」の木は、春の風物詩として地域に定着しており、そのイメージは、学校及び生徒の象徴とするにふさわしく、

また、現在の校訓である「自律」「聡明」「敬愛」の三つの柱を共学化後も受け継ぎ、より魅力ある高校となることを期し、校訓の「三」と学校の象徴の「桜」を組み合わせた「三桜」に、地域性を表す「仙台」を冠し、「宮城県仙台三桜高等学校」を選定するものである。

それぞれの新しい校名案については、本年9月議会において、「県立学校条例」の改正議案を提案し、議決を受けて正式な校名となる予定であるが、それまでは「仮称」を付けて使用させていただくこととなる。

なお、資料には記載していないが、平成22年度から工業系学科を充実させる方向で学科改編を行う黒川高等学校については、学科改編を機に校名を変更することも考え、校名案の一般公募を行ったところであるが、公募結果を基に、地域関係者を含む「校名選考委員会」等において検討を重ねた結果、現在の校名を維持するべきという意見で集約されたものである。

また、平成22年度に共学校に移行する仙台第一高等学校については、校内において検討を重ねた結果、「仙台一高」の名称が広く県内外に定着していること、共学化後も「自重献身」「自発能動」の精神を引き継ぐとともに更なる発展を期することから、現在の校名を維持するべきとの意見で集約されたものである。

それらの意見を踏まえ、「県立学校校名選定委員会」において検討した結果、両校については、現在の校名のままとするところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

9 専決処分報告

(1) 地方機関等職員による交通事故に係る和解について

(2) 教育功績者表彰について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 議 事

第1号議案 第322回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第322回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成21年2月12日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、3ページの第322回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

教育委員会の予算額は、2千4億1千3百29万5千円で、前年度当初予算額と比較す

ると、29億5千5百46万円の減額となる。その主な要因は、児童生徒数の減少に伴い教職員の定数が減ったことに伴う人件費の減である。

主な事業の予算については、一覧のとおりである。

次に、債務負担行為についてであるが、角田高等学校校舎改築工事外5件について必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、4ページを御覧願いたい。

議第18号議案は、特別職に係る給料を12%～9%、一般職に係る給料を5.5%、管理職手当を10%～5%を削減しようとするもの。

議第22号議案は、公立大学法人宮城大学の設立に伴い、教育庁所管の関係条例について、所要の改正を行おうとするもの。

議第23号議案は、児童生徒数の減少に伴い学校教職員の定数を改定しようとするもの。

議第24号議案及び議第26号議案は、副校長及び主幹教諭の職の設置に関する人事委員会勧告並びに仙台市立中等教育学校の設立に伴い、所要の改正を行おうとするもの。

議第25号議案は、新たに知事等及び職員の給与に関する条例を制定することに伴い、所要の改正を行おうとするもの。

議第28号議案は、教育職員免許関連手数料の新設等に伴う、所要の改正を行おうとするもの。

議第44号議案は、副校長及び主幹教諭の職の設置に関する人事委員会勧告に伴い、教職調整額の支給対象職員に主幹教諭を追加するものである。

平成21年2月宮城県議会に提出される予算及び予算外議案の内容については以上のおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 意見ではないが、いま3ページを見ているが、県のほうで財源が深刻な状況にあるということを経済新聞等で見ている。どうなのか、教育長としては、この当初予算の概要はどのように評価されるのか。まあ人件費の部分がマイナスとなっはいるが。

教 育 長 財政状況に余裕があれば、もっともっといういろいろやりたいことはあるわけであるが、残念ながらいまの県の財政状況が非常に厳しいという状況を考えれば、そういう中では最低限、やりたいというか、やるべき事業は確保されているという感想は持っている。

小野寺委員 これの詳しい事業の中身については、いまはちょっと時間が無いのでどこかの場で説明をお願いしたいと思うが、一つだけお尋ねしたい。4ページの第23号議案「職員定数条例の一部を改正する条例」についてである。学校教職員が133人の減となっている。これは、多分児童生徒に見合う取組の部分だと思うが、これもまたよいチャンスかなと思ったりするので聞くが、もちろん教員定数の充足率というのは、標準法から比べれば上回っていると

は思うが、どうなのか。それから、全国レベルで宮城県の充足率はどの程度なのか。

義務教育課長 直ぐ調べたい。

櫻井委員 3ページの(14)「高等学校スクールカウンセラー活用事業」について伺いたい。実際に単価というか、詳細にこの活用事業の内容を教えてください。かなりの額だと思いがいかがか。

高校教育課長 このスクールカウンセラー活用事業については、すべての県立高校に配置をして、生徒の相談にあたるという事業である。基本的には年間22回、1回あたり5時間で生徒の相談にあたるということとしている。学校によっては年間32回と増やすところもある。そういったことで、生徒、保護者、それから、学校の教員等がまず相談の対象となっている。それから、緊急の場合、去年であると地震があり、そういった地震が発生した際に緊急的にスクールカウンセラーに行っていたというケースもある。そういった緊急、非常の場合の対応のためのスクールカウンセラーもこの予算の中から出しているという状況である。

櫻井委員 何人スクールカウンセラーがいて、1時間あたりいくらぐらいの予算なのか分かれば教えてください。

高校教育課長 臨床心理士を数多くお願いしているわけであるが、時間単価5千円ということをお願いしている。

櫻井委員 5時間で2万5千となるのか。

高校教育課長 そのとおりである。

櫻井委員 校医は月あたり20万円ぐらいであるが、時間でカウンセラーが対応していくらという設定はどうなのかと思っている。何回も私は学校医がもう少し学校保健で活躍するためには、他の先生方に伺ったならば、いまのような謝礼というか、そういうお金では、例えば、1時間診療した場合、休んでいくので、あまりにもちょっと努力できないという意見を聞いたことがあり、ボランティアではやっていられないと言われている。カウンセラーも大事だとは思いますが、実際に学校保健会の委員長は管理校医であるし、それから診察をする、それから紹介をする、他の専門医との連携をとるのはすべてカウンセラーではなく、学校医なわけである。もう少し学校医の比重を重くみていただいて、そういう姿勢を見せると医師会の先生方も、それじゃあ少し頑張ろうかという気になると思う。カウンセラーは雑談していても1時間である。それで5千円というのは、私はそこに本当に5千円を払わないといけないのかという疑問を感じる。もう少し専門の先生方に御意見を伺い、本当に妥当な額なのかどうかを検討したほうがよいと思うが、いかがか。

高校教育課長 この臨床心理士に対する時間単価であるが、国で決めている一つの基準があり、その基準に則った形で単価を定めているところである。これについて

は、いま頂戴した御意見も含めて更に検討したいと思う。

櫻井委員 あとやはり検証しないといけないと思う。どのくらいカウンセリングがきちん
と行われてて、その結果がどうだったかということ。私が行っている
学校では精神科医の先生も来てらっしゃるので、そういう立場の先生からも
よくうかがったりとか、あと専門の先生とか、児童相談所の先生とかからも
そういう意見をうかがったものだから私はとても大事なことだと思うので、
御検討願いたい。

義務教育課長 先ほど御質問のあった公立小中学校教員の標準法定数に対する充足率につ
いてであるが、平成20年度は小中で100.02%となっている。

小野寺委員 これは全国レベルではどうなのか。ようやく100%は超えているようだ
が。あるいは仙台市あたりはどうか。

義務教育課長 ただいま御説明した数値は、仙台市を含めた県全体の充足率である。充足
率については、全国と同様な傾向であると考えている。

小野寺委員 全国レベルはもっと上を行っているのではないか。例えば、平均などは。
というのは、私が言っているのは、例えば、仙台市あたりは新聞などを見る
と大分定数を増やしている。市町村の財政力の差が、例えば、教育の格差と
か、あるいは学力格差を生んでいるようなところも私はあるのかなあと思っ
ているところがある。やはり、いろいろな市町村の要望というものはいろい
ろ来ていると思うが、教職員定数の問題が一番多いと思うので、このように
百数十名マイナスとなっているが、その辺りの努力というものを県がきちん
とすべきではないかという考えを持っているので聞いている。だから、全国
レベルがどうということではないが、恐らく私は全国レベルに比べれば宮城
は低いのではないかと考えている。どうか。

菅原次長 いま仙台市の様子が出たが、定数としては仙台市も含めて県が定数配置を
しているわけであり、今回、来年度に向けて仙台市がいろんな学級支援を行
うという、その予算を要求している段階であるが、非常勤講師を使うとい
うことであるので、定数カウント外の部分でフォローしていくということで、
定数ということからすれば、県全体、あくまで標準法に基づいた配置を県が
しているわけで、市町村と仙台市の差が定数上開くということは無いわけ
である。あくまで、その他の非常勤講師でフォローしているということである。

佐々木委員 主幹教諭というのが前に話題となっていたが、今度の4月からその主幹教
諭は全県下で何人くらい配置となるのか。

教職員課長 県立学校で各校1人で10校の配置を予定している。それから、市町村教
育委員会の小中学校に配置される学校数については、いま最終的に各市町村
の要望とか、調整をはかっている段階であるが、仙台市も任命権者として設
置される予定とうかがっているが、最終的な調整を行っている段階である。

佐々木委員 校医に関しての収入は非常に開きがある。本当に数万円のところからかな

- り多額のところがあるのが実態だと思う。それは、それぞれの契約関係の中でいろんな差が出てきているのが実態だと思う。一概には言えないと思う。
- 櫻井委員 校医はその規模とかで決められているものがあつたと思うが、いかがか。
- 小野寺委員 義務教育課長に後で資料で教えていただければよいが、宮城の充足率がどの程度にあるのか、全国レベルで。それから、非常勤講師の問題を話されたが、この項目の中では(22)「小中学校外部人材活用事業」に入るのか。それ以外にもあろう。例えば、少人数とか、いろいろあると思う。
- 菅原次長 条例定数であるので、加配定数も含めて、すべて含めた数ということとなっており、いまお配りしている資料の4ページで出てきている1万9千61人というのは、そういったことを想定して、正式にはまだ国から加配の正式通知が入っていないので、見込数字の1万9千61人という数字でもって今回条例を上程するということである。
- スポーツ健康課長 先ほどの管理校医、あるいは学校医の報酬であるが、管理校医は22万3千円となる。学校医については20万8千円である。管理校医手当として1万5千円多くなっている。学校歯科医は学校医と同じ20万8千円、学校薬剤師で15万9千円。県立学校は一律である。
- 委員長 いろいろ細かい話があつたが、議会が始まる直前でのことであるので、お金が無ければ無いだけ、それぞれのいろんな各施策が行われている中で、減らしたりしながら辻褃を合わせて行かなければならないので大変御苦労は多いと思うが、こういう時だからこそどこにプライオリティを置いてどうするのかという議論ももう少し前にあって、この辺は何としても死守するとかという話ができるようにしたいと思う。これだけの現実問題としては、各部局で一生懸命になってそれぞれの施策を積み上げて行くわけであるから、なかなかそうはいかないかもしれないが、その辺と教育委員会とのマクロの話と上手く両立するような仕組みを考えていただけると助かる。
- 教育長 いま御指摘のあつた点であるが、年間を通して私どもと各委員との議論の場というか、意見交換の場を本当は数多く設ける必要があると思っている。そんな形で来年度工夫していきたいと思う。
- 委員長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第3号議案 東北歴史博物館協議会資料収集部会委員の人事について

- 委員長 委員全員に諮った上で、第2号議案及び第3号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

11 課長報告等

(1) 教育・福祉複合施設整備事業に係る入札状況について

(説明：教職員課長)

「教育・福祉複合施設整備事業に係る入札状況について」御報告申し上げます。

資料は、1ページとなる。

これまで当委員会においても教育・福祉複合施設整備事業の進捗状況について御報告をさせていただきながら、事業の推進に努めてきたところであるが、今般、入札について昨年12月に入札参加資格申請があった資料記載の2グループについて審査を行い、両グループとも入札参加資格を有するものと認められたため、平成21年2月5日に入札書類及び関係する書類の受付を行い、翌2月6日に開札を行ったところである。

開札の結果、両グループとも予定価格の範囲内であることが確認され、今後は、民間資金等活用事業検討委員会において提案内容等を総合的に評価し、3月下旬に落札者を決定する予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(2)平成20年度みやぎ学力状況調査の結果概要について

(説明：高校教育課長)

「平成20年度みやぎ学力状況調査の結果概要について」御報告申し上げます。

昨年10月下旬に実施した学力状況調査である。

別資料の1ページから13ページになる。最初のページに総括をまとめているので、主にこちらを使って御説明申し上げます。

この調査では、仙台市立を除く県下すべての公立高校1年生と2年生を対象に、1年生には国語・数学・英語の3教科の学力状況調査と、生徒の学習意識に関する質問紙調査の2種類を、2年生には学習意識に関する質問紙調査を実施している。1番から4番には実施目的、実施期間等を記載している。

1年生のテスト結果の概要であるが、5番を御覧願いたい。

国語・数学については、学習指導要領の目標・内容に照らして、平均正答率の目標を60%と設定して問題を作成しているが、今年度は新しい学習指導要領の主旨を見据えて、読解力や活用力をみる応用的な問題も出題している。結果を見ると、国語は、正答率が52.9%で、昨年より0.2ポイント下がっているが、全体的な力は昨年度と同程度の学力段階と考えている。基礎的な語彙などは身に付いているものの、論理の展開をたどり、要旨を的確にとらえる力、古文の読解の力には課題がある。

数学は昨年よりも7.2ポイント下がり、正答率は54.1%となっている。基本的な力は昨年と同程度と判断されるが、数学の文章題を読み解き式を立てる力や、グラフ・図形の性質を総合的に活用する力等に課題があると判断される。

また、英語については、昨年度と同様に、「宮城県版英語検定」として、各生徒の希望や能力に応じたレベル別の受験となっている。レベルによって正答率に差はあるが、1つの目安としている英検3級レベル以上の生徒の割合については昨年度より7.4ポイント

上昇し42.8%となっている。基本的な語彙・熟語は身に付いているものの、文章の前後関係から語彙や熟語を選択したり、文法を応用する力が不足していると考えられる。4ページから6ページには、各教科についての「分析と課題」「改善の方向」を示しているが、それを簡潔にまとめたものが1ページの5番になる。

その表の右側になるが、正答率が上昇した学校の取組を分析したものを記載している。高校入学直後の導入期において中学校段階の基礎的な内容の復習をしている学校、あるいは、「学習記録簿」をつけさせたり、週末の課題等を課すなど、家庭学習の習慣付けに取り組んでいる学校、また、「朝学習」や「放課後学習」などで学習機会を多く提供している学校、そして授業改善に組織的に取り組んでいる学校が昨年度よりも成果を上げていることがわかった。

次に、生徒の意識調査の結果についてであるが、7ページを御覧願いたい。

まず、1年生についてであるが、(1)「大学進学希望者」の割合が増加傾向にあり、(2)「授業が理解できる」生徒の割合も、8ページの図6にあるように、増加しており、授業改善への取組の成果が徐々にではあるが、表れてきているものと考えている。また、(4)「家庭学習時間」そのものは全体的に増加しているものの、「平日、家庭学習を全く、またはほとんどしない」生徒が依然として約三分の一となっている。9ページの図8をご覧いただきたい。毎日2時間から3時間集中して学習している生徒が、正答率が高くなっていることがわかる。(6)では、その家庭学習の習慣化に向けて、毎日の宿題や小テストが有効であること、また、(7)では、家庭学習をする上での悩みとして、「部活動との両立」は減少しているものの、「集中できない」が増加しており、今後の大きな課題と認識している。さらに、10ページの(9)からは「朝食を必ずとる」割合と正答率との相関が高いことがわかる。そういう意味では早寝・早起き・朝御飯という運動を高校でも重要だということで勧めていきたいと考えている

次に、2年生の意識調査の結果についてであるが、進路希望が1年次より一層明確化し、授業の理解度も上昇している。しかし、11ページの図13に示されているように、家庭学習時間は、前年より増加しているものの、12ページの(6)「集中できない」が増加しており、家庭学習に集中して取り組ませる工夫が、今後の大きな課題と考えている。

13ページに、「学力向上に向けた今後の取組」をまとめている。各学校における組織的な授業改善の取組が、学力向上に効果的であること、家庭学習を習慣化する上で、学習記録簿や宿題・小テストの利用が有効であること、学校と家庭が連携して、家庭学習を推進することが必要であること等を踏まえて、今後とも各学校の授業研究を中心とした、「分かる授業」からさらに「考えさせる授業」の実践に向けた授業改善への取組を積極的に支援し、授業の充実及び家庭学習の習慣化によって学力向上を図ってまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 1ページに「学び直し」と出ているが、例えば、新しい高校の学習指導要

領などではこういう言葉は使っていなかったかと思うが、中学校の授業の復習ということ位置付けるようなことが出ていたと思う。宮城県としてはこの「学び直し」を1年生でカリキュラムに入れている学校が多いのか。

高校教育課長 数としては多くはないと思うが、幾つかの学校で積極的にそういった取組を行っている。

小野寺委員 いまのそれぞれの高校の実状があると思うが、こういう機会というのは必要ではないかと思っている。義務の場合もある。例えば、中学校段階でもある。やはりその辺りをやっていかないと上手くつながらないのかなあという気がしている。いかがか。

高校教育課長 実は委員御指摘のとおりであり、高校としてはこれを春休みの機会を積極的に利用して中学校段階の復習をやって欲しいと考えている。昨年度から各教育事務所にもお願いして、そういった趣旨で高校を合格した後、春休み中に中学校の合格者に対していろいろ復習の教材を与えたり、課題を与えたり、高校側でやりたいということで申し入れをして協力をいただいている。現在、すべての教育事務所でその取組については、大変良いことだと御理解をいただいております。今後更にできるだけ多くの学校でそういった取組をしてもらうように促していきたいと考えている。

佐々木委員 高校の学習態度というのは、ある程度できあがっている人達だと思う。やはり、学力の向上のポイントは中学校だと私は思う。そういうこと一番良い例かと思うが、やはり家庭学習を三分の一が全然しないで、ちょっとだけというのを入れると半分近くが家ではほとんど勉強していない。これが本当なのかと首を傾げるところである。これで本当に高校の授業について行けるのかという気もするが、やはり、こういう学習習慣というのは小中学校で十分つくっていかなければ高校に入って突然学習習慣をつけようと思ってもなかなか難しい問題だと思う。だから、中学校での学習習慣をつけるというのが、やはり高校での学力を確保する一つのポイントだと思っている。その辺のこういうデータを中学校のほうにフィードバックして中学校の家庭学習の対策に繋げるような努力はどんな形でやっているのか。

高校教育課長 高校教育課から中学校に積極的な情報提供というのは、ダイレクトにはあまりやってはいない。義務教育課のほうで県からのいろいろな情報提供ということをお願いをしているところである。ただ、個別個別の高校では、それぞれの地区で中学校と高校の情報交換を行っている。そういった中で、高校側がとったデータで、そういう中学校段階でこういう勉強をして欲しいということを情報として出しているところはかなりの地区であると考えている。その辺はこちらからも高校に対して中学校への情報提供をこれまで以上にやるように更に話をしていきたいと思う。

小野寺委員 課長からの話のとおり中高の連絡協議会とかがあがるが、実際にここまで踏

み込めない。そこが問題だと思っている。普通は年に2,3回である。その接続を何かもっと図れないかと思う。私がいた時はあまりしなかった。やりたい気持ちはあったが、やる時間が無かった。ぜひ欲しいなと思うので、その校種の接続が大きな課題だと思っている。自分の反省も含めてである。

高校教育課長 現状を御報告する。昨年度、中学校の合格者に対して復習の教材等を与えたいということは、教育事務所を通して中学校の先生方にも御理解いただいて、その中高連絡会、いま話題に出たところで実際に話題にさせていただいて、中学校の校長先生方の御了解をいただいて進めているという状況となっている。確かに委員御指摘のように、これまでは形式的な会議という意味合いが強かったというように反省しており、その辺は実効性があがるものとしていきたいということで高校側からもどんどん情報を提供して実のあるものにするようにしてきているところである。

佐々木委員 今度、県立で中高一貫の学校ができたり、あるいは仙台市のほうで中高一貫の学校ができる。やはり中高一貫ということは、教育の成果がかなり上がる可能性を十分含んでいる方向だと思う。であるから、そういう意味でも中学校と高校の連携をいままでと違う形での新たなプロジェクトを組んでも中学から高校への連絡なり、あるいは無駄を省く、その間の、私の自分が中学校から高校に行った時の記憶であるが、かなり何十年も前の記憶であるが、非常に教育内容に無駄があったというような気がする。非常に重複することがあったり、そういうことが中高一貫教育だと、その辺上手く整理されていて非常に上手く繋がるようにプログラムされていると思う。そういう中高一貫とのギャップを少なくする意味でも、あるいは高校での教育内容をもっと効率化するような意味でも、いままでと違う学校をつくるからこそ余計に中高が別な学校で学ぶ子ども達に不利益が起きないようにもっと積極的な何かプログラムを組んで、高校教育と中学校との繋がりなり、連携なりを上手くしていくシステムが必要なのではないかと思う。

(3) 平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査並びに推薦入学及び連携入試について

(説明：高校教育課長)

先に公表した「予備調査」及び「推薦入試」並びに「連携型入試」の結果について御説明申し上げます。

資料の1ページをお開き願いたい。

まず、の高校入試実施公立高校数等についてである。

入試を実施する公立高校は、全日制課程で77校、定時制課程で13校である。

会場となる学校は、全日・定時合わせて85校となる。

次に、の入学志願者数についてである。

総括にあるように、中学校卒業予定者数 2 万 2 千 9 6 人に対して、募集定員が全日制課程で 1 万 5 千 7 百 4 0 人、定時制課程で 1 千 4 0 人である。その結果、全日制課程の倍率が 1.15 倍となり、昨年度よりも 0.01 ポイント下がっている。記録が残っている昭和 48 年以降、最低の倍率となった。また、定時制課程の倍率は 0.55 倍となり、昨年度より 0.04 ポイント下がった。

2 ページをお開き願いたい。

続いて、志願倍率の高い学校・学科と、志願倍率が 1 倍を下回った学校等については、3 及び 4 に記載のとおりである。

5 番には、平成 21 年度に改編等を行う学校・学科の志願状況を記載している。

資料の 3 ページ、8 の「他地区から受検できる 3 % 枠」を利用した志願状況については、3 % 枠の人数 2 百 8 7 人に対して、志願者の総数 1 百 3 0 人であった。

学区別としては、仙台南学区と北学区への志願者数が合わせて 8 6 人で、志願者総数の約 7 割に達している。

以上が予備調査の結果である。

続いて、推薦入試等について御説明申し上げる。

まず、総括にあるように、全日制課程の推薦入試の募集人数 5 千 2 百 3 8 人に対して、出願者数は 6 千 2 百 6 3 人である。平成 21 年度に、高校入学を志願する者のうち、推薦の出願をした者の割合は 34.7 % となり、昨年度より 0.5 ポイント減少している。

4 ページをお開き願いたい。

推薦入試における 3 % 枠を利用した出願状況についてであるが、全日制普通科の 3 % 枠の人数 2 百 1 3 人に対して、出願者数は 9 1 人であった。全体的に出願者が減少している。

次に、の連携型入試への出願状況についてであるが、志津川高校の募集人数と出願者数等は、資料のとおりである。

続いて、先週発表した推薦入試の合格状況についてである。全日制課程では、出願者数 6 千 2 百 6 3 人に対して合格者数 4 千 4 百 9 8 人で、全日制募集定員全体の 28.6 % になっており、昨年より 0.3 ポイント減になっている。定時制課程では出願者数 5 9 人に対して合格者数は 5 8 人であった。

この結果、一般入試の募集人数は、全日制課程で、募集定員から推薦及び連携型入試合格者並びに古川黎明中学校から黎明高校への進学予定者数を差し引いた 1 万 1 千 3 1 人となる。

さらに、推薦入試の合格倍率や個別の合格倍率の高い学校、連携型入試合格状況については資料に記載のとおりである。

また、資料 5 ページの最後に、今後の入試日程を示している。

なお、6 ページ以降には、個別の高校に関する詳細な資料を添付している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員：毎年生徒の数が減ってきて倍率もどんどん下がっているが、当然、それに

伴って高等学校の統合だとか、そういう部分が一部進んできているところがある。私学とのはっきりしていない協定があるのかどうか分からないが、その辺の状況があるかと思う。毎年生徒数が減ってきて私学としても非常に厳しい状況があるのだろうと思うが、その辺のところはどういう状況にあるのか。

高校教育課長 私学については、公立と私立が協調して生徒を収容するという考え方で、これまで話し合いを進めて、それぞれで収容をしてきているところである。現在のところでは、そういった形で、私学は私学でそれぞれ学校経営ということもあるので、公立との話し合いによって協調関係を持ちながら取組を進めてきているということである。一方では、やはり生徒が減るので、それに合わせて学校の定員も減らさざるを得ないという状況があるので、そういった公立と私立が協調する中で必要な公立分の定数減、学級減ということを進めてきている。その結果が今回の募集定員ということで、これまでで一番低い倍率となったところである。

委員長 何か協議の場か何かがあるのか。

高校教育課長 公立と私立の協議会というものを組織している。年に何回か、協議の場を設けている。

委員長 それはどんな方が集まっているのか。

高校教育課長 私立学校の校長先生、あるいは理事長、そういった皆さんと県立のほうの高校教育課を窓口とした県立高校の関係者である。それから、私立学校の管轄をする知事部局の私学文書課が担当なので、その担当者ということで協議会を構成している。

委員長 多分、減ってくるととても大きな問題となり、まだよいが、この後の10年後ぐらい、次の計画をつくった後ぐらいにはとてもシビアな問題となる。だから、そのためにいままでのように教育委員会は公的な立場とだけ多分言っていられなくて、全体のことを考えて何がしかの役割分担をやって、あとはお願いしますという、どこかで仕切りをつくるようなやり方が必要になるのでないかという気がする。今すぐの話ではないけれど、その辺に向けて何か始動しなければいけないという気がする。

小野寺委員 委員長の御発言のとおりだと思うが、宮城は6対4であろう。他では、全国でももっとあれなところがある。全国レベルでもいろいろあると思うが、その辺は委員長がいま御発言されたとおりだと思うが、そろそろ協定を見直すこととなるのであろう。

高校教育課長 先ほど申し上げたが、毎年何回か、協議会をもっており、現在のテーマとしては、今後10年間、どういう見通しで公立と私立で生徒を受け入れていくということで、他県の例なども参考にしながら協議を進めているところである。委員から御指摘があったように現在は概ね6対4ぐらいの割合となっ

ているが、今後どうしたらよいかということで話を進めている。

委員長 短期の時にはまだ多少やれると思うが、長期になってくると明らかに回復する見込みというのはなかなか無いものだから、多少の動きはあってもまあ大体下がりっぱなしであろう。そういう時にじゃあ私立の学校を無くしてよいかとか、いろいろな話が出てくると思う。少し20年とか、30年ぐらいのマクロの予測をしてみた時にどういう問題が起きてくるのか、そういうものに対していま何を対応しなければいけないかという視点がいると思う。何か細かくやって手を打つというよりは、大きな方向を知っていて、やらなければいけないことに手を打つということが必要な気がする。それは、こちらの企画がやっているような話を全県の全体の問題として捉えて、それを一緒に教育委員会と、私立のほうでは何か連盟というものはあるのか、そういう人達と合わせて考えて行く必要があるかもしれない。

勅使瓦委員 いまの6対4というのは仙台市内だけか。宮城県全体か。

高校教育課長 これまでの協定としては、基本的に中部地区、仙台を中心とした地区で私立が多いので、概ね6対4ということであった。いま協議をしているのは、全県一区にもなるということもあり、大崎にも、気仙沼にも私立の学校があるので、そういったことで県内全体で公立と私立でどういうふうに協調してやっていくかということで協議を進めている。

委員長 それぞれの個性を活かすというか、特徴を活かして何をそれぞれやっていけばよいかというのを見据えなければいけないと思う。それは、今日の話ではないが、どこかで取り組まなければいけないと思う。

(4) みやぎ防災教育基本指針について

(説明：スポーツ健康課長)

「みやぎ防災教育基本指針について」御報告申し上げます。

資料は、概要版と冊子となるが、概要版にて、その内容を御説明申し上げます。

宮城県沖を震源とする地震は、約37年周期のサイクルで発生しており、前回発生時(1978年)からの経過年数を考慮すれば、その発生確率は日増しに高まっている。

防災教育は、これまでも安全教育の一環として、幼稚園から小・中・高等学校及び特別支援学校まで、それぞれが独自に取り組んできたところであるが、地域毎の温度差や体系的な指導がなされていない等、各種課題が指摘されており、県全体での統一的な指導方針の作成が求められていた。

県教育委員会では、昨年6月の「岩手・宮城内陸地震」の経験も生かしながら、学校における防災教育の方向性を示し、発達段階に応じた系統的な防災教育が行われるよう「みやぎ防災教育基本指針」を作成した。

児童生徒が生涯にわたって防災への意識を高め、災害に積極的に向き合う力を身に付けられるよう、各学校種毎の指導目標や、その内容、指導体系等を提示するとともに、防災

管理や災害時の体制整備についても言及している。

本県の防災教育が目標とする「防災対応能力」とは、児童生徒が自らの身を守り、家庭、地域の防災や災害時の対応について理解し、主体的に行動できる力を身に付けようとするものである。単に知識や技能の習得にとどまらず、生命の尊さを理解し、人権を尊重する心をはぐくみ、ボランティア等の社会的貢献の精神を養うなど、正に「生きる力」を身に付けることにつながるものと考えている。

この指針に基づき、各学校において地域や家庭も巻き込んだ形で防災教育が展開されることにより、児童生徒が災害を恐れることなく、積極的に立ち向かう能力を備え、自らの被害を最小限のものにすることができるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 県全体で指導方針というのは、いままでは無かったのか。この基本指針のようなものは。

スポーツ健康課長 概要版の右上を御覧いただくとお分かりになると思うが、防災教育の現状ということで、昭和54年に作成した「安全指導の手引き」、平成16、17年に「防災教育リーフレット」ということで各学校には配布していたところであり、こちらから積極的にこういう方向でという指導はしている。

櫻井委員 そうすると、指導方針が作成されて、いままでの手引きだとか、防災教育でやっていたことと一番大きな違いは何か。

スポーツ健康課長 資料にあるとおり発達段階に応じた、幼稚園から高等学校まで、その段階に応じた必要な能力を継続的に身に付けさせたいというふうに考えている。

櫻井委員 もう一つである。37年おきに繰り返されるというふうに断定して書いてあるが、何か、37年おきだから何年後にと設定してしまうと、それ以前に起きたとか、それ以降に起きるとかという、やはり危機管理としては、37年おきだというのを前面に出すと非常に危機管理からいくとちょっとあまいような気がする。いつでも対応できるようにというのが、本来の危機管理だと思うが、敢えて37年おきに自信たっぷりに書いてあるのは何なのであるうか。

スポーツ健康課長 あくまでも宮城県沖地震ということ想定していたので、その宮城県沖地震ということアピールの意味でも37年、正にいつ来てもおかしくない状況にあるということ敢えて強調したいというふうに考えていた。

櫻井委員 防災教育というのは、何も地震だけではない。それから、もうすぐ来るかもしれないよということを強調するのであれば、もうこういう表現ではなく、いつ来てもおかしくないという表現のほうが、特に小さい子ども達をはじめ、教育するのであれば、勘違いのもとだと思いがいかがか。

スポーツ健康課長 いろいろ御意見があると思うが、申し訳ございません。これは、2月中に配布するというので、できるだけ早く配布したいと考えているところであ

り、委員の御主張は今回は取り入れることはできない状況であるので、御理解いただきたい。

櫻井委員　でも、保護者としても、それから、現場の生徒達をよく知っている人間としても、こうやって出したならば、37だけがうわっと頭に残ってしまい、あとは何も残らないという子どもが凄く多いと思う。であるから、何かをつくる場合に決定する前にみんなの意見をもっと聞いてからつくったほうが良いと思う。

スポーツ健康課長　決して当課だけでつくったわけではなく、防災課や危機管理課にも入っていただいて作成している。また、37年ということの意味は繰り返される、要するに、幼い時代に体験した人は人生の中で2度、あるいは長生きする人は3度体験するかもしれないという意味合いもここには込めている。

櫻井委員　どうぞ注釈を付けていただきたい。小学生にも、幼稚園児にも分かるようにお願いする。

菅原次長　櫻井委員から御発言のあった趣旨については、十分理解できる中身であるので、できあがってしまったわけであるが、これを実際に今後現場で活用することとなるので、いまのような趣旨を踏まえた活用を図って行くように努めたい。

委員長　場所などによって随分違う。要するに、地震があつてつぶれて駄目になってしまう地域もあれば、火災が発生して駄目になってしまう場所もあるし、過密とか、木造物とか、いろんな話がかかっている。そういう意味では本当はきめ細かく、津波が伝統的にあるような場所に対する話だとかをつくらないといけない。僕らの子どもの時には救急袋に何種類かの薬品を入れて防空ずきんを持って学校に通った。本当に何かあるか分からないという時の話というのは、やろうとすると相当大変なことである。家庭でも飛行機が飛んでくると電気を消して暗いランプをつけて暮らしていたわけで、日常の中でどういうことが行われているかが分からないと、また誇大広告しているなど思っているお母さんなどが出てきてしまうと、何も役に立たなくなってしまうので、その辺を注意してやっていただきたいと思うし、この地震の対応以外にも怖いことがまだまだいっぱいあるので、その怖さを全部ぶちまけてみて、その中からこの話というのを考える必要があると思う。いままでのやつで関東大震災の話だとか、東京大空襲の話だとかで、いろんな防災計画はつくられているが、その時の教訓が神戸では、ある意味であまり役に立っていなかった。だから、その場所で起きる可能性というのを本当にその場所で見極めるということがとても大切なことだと思う。

スポーツ健康課長　今回、栗原市、あるいは栗原市教育委員会の提供をうけて岩手・宮城内陸地震の被災状況を写真で掲載させていただいており、いま御発言されたように身近に感じていただければとは思っていた。

委員長 一つ一つに相当差があるから、あそこだって人がいっぱいいるところで、あの山崩れみたいな動きが起きたならば、もっと違う話がいっぱいおきてくるわけで、そういうようなことを意識して、予測してかかるということが多分とても大切だと思う。そういう意味では防災を担当している部局としっかり連携を持ってその地域で何が起きるのかいうのを考えないとあまり役に立たなくなるかなあという心配もある。

佐々木委員 医療機関では、例えば、国立病院では震度5以上は全員集まるとか、その震度に応じた職員の行動規程が大体決まっている。学校は各地域の震災の時の集合場所となっているが、そうすると、学校の先生方の、もちろん自分の家庭とか、自分の家族が優先されるべきであるが、その地域、学校で震度何度以上だったら集合するという規約はあるのか。

スポーツ健康課長 御発言のとおり教育委員会で決めた震度によって、何号配備するかというのが決まっている。

佐々木委員 そうすると、ある一定の震度になると学校の先生方等が学校に集まるわけであるね。

スポーツ健康課長 全員が集まるのは、震度6強である。

佐々木委員 このマニュアルにはあるのか。

スポーツ健康課長 15ページ、16ページにある。

佐々木委員 あと一つは、あるということであればそれで構わないが、これ以上であればということは各職員に周知されているわけであるね。あと前回の栗駒の地震の時に、私どもに教育委員会を通じて各学校の被害状況の御報告をいただいた。大変よいことだと思っていたが、あのような時に対策委員会のようなものができる仕組みとなっており、そこに各市町村教育委員会から報告があがってきていると理解してよいか。確認である。

スポーツ健康課長 そのとおりである。

12 その他

勅使瓦委員 今朝の新聞で、昨日県立高等学校将来構想審議会が開催され、河北新報だけなので、その記事が本当に正しいかどうかはわからないが、将来構想の中で県立高校の52学級を減らしていくという内容の記事があった。確かに生徒数が減少してくるので、ある程度学級数を減らしていかなければならないというのは仕方ないが、私が心配しているのは、この県立高等学校将来構想審議会の中だけで、地域にある学校、高校の統廃合だったり、学級数を減らしていくということが、この審議会だけで考えていった場合に非常に危険であると思っている。一つは、先ほどもあったように私学の問題をどうするかということも考えないと、私学だけでなくそれ以外の何というか、やはり宮城の将来というか、教育をどのようにするのかという大きいところで考えな

いと、地域というところまで考えないと、単純に、当然、生徒数の減少というのは郡部のほうが顕著に現れているので、必然的に仙台市内よりも郡部の学校が統廃合される、あとはクラスが減ることが現実的であるので、そういったところを将来構想審議会の中で一定の基準だけを設けてしまって、いまの現時点の将来構想でも一定基準だけでこうするということがあるが、そこだけで審議をされていくのは非常に危険だと感じている。もう少し大きい形のところでみていかないと、私学とか、その辺を全体的にひっくりめた形で考えていかないと審議会だけでやっていってよいのかと非常に心配していた。であるから、そういう部分も含めて、例えば、この将来構想審議会で審議している内容というものがあるが、それが審議されてほぼ結論付けられた段階で、この場にあがってくるのでは遅いのではないかという気がしている。であるから、この場でもある程度審議会に対する意見というか、このような方向でということも、ここでしっかりとまず議論しないうちに、各審議会で議論がどんどんされていってというのは、非常に危険もあるし、大きい視野でいろんな判断をしていかないと危険があるなあと非常に心配している。その辺の在り方とか、その辺について今後考える必要があると思う。

小野寺委員 私も昨日テレビを見て、今朝の新聞を見ておやっと思った。あれは、ずっと公開してやってきているのか。

教育企画室長 審議会は公開してやっている。

小野寺委員 昨日のやつはぼっと数字が出たわけか。

教育企画室長 昨日、52学級減という数字を出している。当然、これからの10年間を検討するにあたり、生徒数がどういう形で推移していくのかというのは重要なテーマであり、昨日出した資料では、今回の構想は32年までの構想であるが、3千人が減るという数字は動かしがたい数字となっている。それを前提とした時に、当然、私学の状況も加えているが、そうすると現状から見ると今回の数字になるということで、審議会委員に検討してもらう資料として出している。であるから、その数字が決定されて、その数字で今後10年間にやりますよというものではない。当然にその数字だけではなく、地区の高校の状況の資料を出し、それに基づいて審議会委員に議論してもらおうという形の資料の出し方をしている。いずれ、いまのところ段階的に審議していただいており、どこかの段階では皆様に御報告しないといけないと考えている。

委員長 なるべく早めにマクロな骨組みのことについては議論には参加したほうがよいだろうと思う。それから、前から教育長にはお願いしていた話だが、数字等を出す時に、10年の計画をつくる時、10年のを使うといかにも決まった話のようになってしまうので、やはり20年とか、30年ぐらい前をどういうふうを読むかというのを、幅か、何かで出す。そうすることによって、この10年ぐらいにはどうなるかというのをやっておくと随分違う。

教育企画室長：それが望ましいと思う。

委員 長：基本構想というので出す時には、本当は少し目線を遠くにおいて、基本計画として出す時に数値裏付けをはっきりさせるための10年なら、10年のものをつくるというのが一般的だと思う。前回の構想の中で問題なのは、地域ということに対する高校の役割の位置付けが弱いというのが特色だと思う。その辺をもう少ししっかり議論してほしいと思う。

教育企画室長：当然、将来構想審議会では生徒減少に対応した中身だけをやっているわけではなく、これからの高校の在り方として、どういうことが望ましいかという点もやってきている。それで、先ほどあった地域との連携が必要ではないかというのが1点あるし、98%の子ども達が進学する状況であるので、行くのが当たり前という形となっており、なかなか目標を持てなくなっているということで、もっとキャリアアップ的なことを強化すべきではないかということなどを話し合っていた。あと目標年次の考え方であるが、32年までの10年間となっているが、さらに、その32年以降、更に厳しいという状況があるので、そこをどこまで見るかという話になると思う。

委員 長：話をみんなに分かってもらうには、100年後というぐらいの話をするのが一番良い。そうすると、いま直ぐにはなりそうにない、いま直ぐには起きないが、ああそういうことになる可能性があるのかと、下手すると半分以下になるし、下手すると8割ぐらいになるという、例えば、大きな話をした上で、その間をどう結ぶのかということについては、自分達の計画の中で、当面の10年なら、10年をどう考えるのか、こういうような段取りにすると説得しやすいというか、人が分かりやすい。そうでないと、数か、何かだけ、教育委員会はそういうふうにしようとしているというような判断をされるのはまずい。県の長期計画や、何かも、まったく同じタイプである。問題ありだと僕は思っている。

菅原次長：勅使瓦委員から御発言のあったことについては、私どもでも当然ながら大前提として多方面からいろんな意見をいただきながら進めてゆくということで考えている。当然、教育委員会にも一定段階のところで、中途の段階で御報告申し上げて、意見交換なりをしていただくということを考えている。昨日の報道の中で学級数のことだけが、今朝ぼんと出たので、いろんな御意見が私達のほうにも入ってきているが、いま動いている将来構想審議会の諮問内容というのは、規模でもって学校を統廃合していくということだけではなく、学科の構成とか、それから、地域の中での高校の特色化、あるいは魅力ある高校づくりをどう進めていくかという、量、質等々を含めて全体的にいま諮問しているので、そういった量でもって学校数を整理していくという考えは持っていない。いずれにしても、御報告を申し上げたいと思う。

教 育 長：いま説明があったとおり、最終的な答申をいただく前のしかるべき時期に

は、この場に中間報告を申し上げて、当然であるが御議論していただく、それとともに答申をいただいた後に、それがそのまま将来構想になるのではなく、目標としては今年の夏に答申をいただく予定となっているが、答申をいただいた後に県内の各地域で意見聴取会等をして十分に各地域の状況を踏まえた中身にするためにはどうするかという議論を加えた上で最終的に将来構想にするという段取りを踏んでいくので、そのようないろいろなプロセスの中で御意見をいただきたいと思う。

13 次期教育委員会の日程について

委員長 定例会は平成21年3月17日(火)午後3時から

14 閉会 午後4時10分

平成21年3月17日

署名委員

署名委員